

5. 違反の概要

(1) 事業の停止処分

- ①一般貨物自動車運送事業者の名義を他人に利用させていた。
(貨物自動車運送事業法第27条第1項)

(2) 事業用自動車の使用停止処分

- ①事業計画の定めるところに従わずに業務を行っていた。
・事業計画で定めている自動車車庫以外の場所に事業用自動車を留置していた。
(貨物自動車運送事業法第8条第1項)

- ②過労運転防止のための必要な措置を講じていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)
・運転者に対して告示で定める乗務時間等の基準を遵守させていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
・乗務員の健康状態を適切に把握していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

- ③輸送の安全を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
・乗務の前後及び中間の点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)
・乗務等の記録を適切に行っていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
・乗務等の規定事項の記録を適切に行っていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
・乗務等の記録を不実記載していた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
・運行記録計による記録を適切に行っていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
・運転者に対して運行指示書による指示等を適切に行っていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)
・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
・3ヶ月定期点検整備を適切に行っていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)
(道路運送車両法第48条)

- ④一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じるような競争を行っていた。
・社会保険等の加入義務者を社会保険等に加入させていなかった。
(貨物自動車運送事業法第25条第2項)

(3) 文書警告

- ①事業計画変更の事前届出を行っていなかった。
(貨物自動車運送事業法第9条第3項)
・届出を行わずに営業所に配置する事業用自動車の種別毎の数を変更していた。
(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)
- ②輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置、その他国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報の公表を行っていなかった。
(貨物自動車運送事業法第24条の3)

(4) 輸送の安全確保命令

- ①貨物自動車運送事業法第18条第1項の規定に基づく運行管理者を選任するとともに同法第18条第3項の規定による選任(解任)の届出を行うこと。